

特別高圧電力価格高騰の 負担を軽減するための 支援金を交付します

申請受付期間

2026年10/30金～12/18金

2026年7月～2026年9月電力使用量（2026年8月～2026年10月検針分）

- 県内で特別高圧電力を受電している中小企業者
- 県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者

※ みなし大企業は除きます。 ※ 特別高圧電力に由来する電力を使用して、その電力料金を負担している者に限ります。
 ※ 低圧電力、高圧電力は対象外です。特別高圧電力のみが対象となりますので、契約電力の種別が不明の場合は電力会社
 や入居施設にご確認ください。 ※ 詳しくは、Webサイトをご覧ください。



Webサイトはこちら

<中小企業者>

業種	中小企業者（いずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

<みなし大企業>

次のアからオのいずれかに該当する場合、みなし大企業となり、本事業の対象ではありません。

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても上記の中小企業者に該当しない
 （中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金及び従業員数を超える）場合は大企業とみなします。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

交付額

支援金の交付額 = 一月あたりの電力使用量 × 支援単価

支援単価	
2026年7月使用分（8月検針分）	1.2円/kWh
2026年8月使用分（9月検針分）	1.2円/kWh
2026年9月使用分（10月検針分）	1.2円/kWh



令和8年度 愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金

申請の例

2026年 7月の電力使用量 12,000kWh 2026年 8月の電力使用量 13,000kWh 2026年 9月の電力使用量 11,000kWh

2026年 7月の電力使用量 12,000kWh × 1.2円 = 14,400円

2026年 8月の電力使用量 13,000kWh × 1.2円 = 15,600円

2026年 9月の電力使用量 11,000kWh × 1.2円 = 13,200円



支援金額 7月分 8月分 9月分 支援金合計
14,400円 + 15,600円 + 13,200円 = 43,200円

主な必要書類リスト

特別高圧電力を直接受電している場合

★第7期(*)に申請済みであり、下記①③④⑤の内容に変更がない場合は、当該書類を省略できます。

- ① 特別高圧電力の受電契約書
- ② 対象期間の電力使用量が分かる書類 (請求書など)
- ③ 建物の現在事項証明書または全部事項証明書 ※
- ④ 申請者の現在事項証明書または履歴事項全部証明書 ※
- ⑤ 振込口座が分かる書類

特別高圧電力を受電している施設に入居している場合

★第7期(*)に申請済みであり、下記①②④⑤の内容に変更が無い場合は、当該書類を省略できます。

- ① 入居している施設等の特別高圧電力の受電契約書 (特高受電施設登録済みの施設に入居の場合は添付不要)
- ② ①の施設に入居している証明書 (賃貸借契約など)
- ③ 対象期間の電力使用量が分かる書類 (請求書など)
- ④ 申請者の現在事項証明書または履歴事項全部証明書 ※
- ⑤ 振込口座が分かる書類

(*)2026年1月～3月電力使用量

※申請日の前3か月以内に発行されたもの

★その他特殊な事情がある場合には、証明書など別途必要になる場合があります。

★詳しくはWebサイトをご覧ください。



申請方法

Webサイトより申請ください。

申請受付期間 (請求書など) : 2026年 **10/30金** ～ 2026年 **12/18金**



必要事項を入力し申請書類をアップロードしてください。

Webサイト

<https://tokkos.pref.aichi.jp>



こちらから
申請

※申請にあたっては、申請マニュアルを事前にご覧ください。

オンライン申請ができない場合は支援金事務局までご連絡ください。



支援金に関する不明点などは下記までお問合せください。

愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局 〒470-1141 愛知県豊明市阿野町昭和5-1

TEL:050-3354-4925 【受付時間／平日9:00～17:00(土日祝日を除く)】